

岩手県告示第56号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成26年1月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古市曇目第1地割80の6・80の8から80の10まで・80の12・80の13・84・87（以上8筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- 3 解除の理由 道路用地とするため